（経営状況分析の実施基準）

第二十一条の六　法第二十七条の三十二において準用する法第二十六条の十の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一～六　（略）

（経営状況分析規程の記載事項）

第二十一条の七　法第二十七条の三十二において準用する法第二十六条の十二第二項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一～九　（略）

（帳簿）

第二十一条の八　法第二十七条の三十二において準用する法第二十六条の十八の経営状況分析に関し国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一～五　（略）

2　前項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体に記録され、必要に応じ登録経営状況分析機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面又は出力装置の映像面に表示されるときは、当該記録をもつて法第二十七条の三十二において準用する法第二十六条の十八に規定する帳簿への記載に代えることができる。

3　登録経営状況分析機関は、法第二十七条の三十二において準用する法第二十六条の十八に規定する帳簿（前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は電磁的記録媒体を含む。）を、経営状況分析を行つた日から五年間保存しなければならない。

4　（略）

第二十一条の十　（準用）　第十七条の七、第十七条の十五から第十七条の十七まで及び第十七条の十九の規定は登録経営状況分析機関について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十七条の七		
（略）	（略）	（略）
法第二十七条の三十二において準用する法第二十六条の九第一項	法第二十七条の三十二において準用する法第二十六条の九第一項	法第二十七条の三十二において準用する法第二十六条の九第一項
第十七条の十五	法第二十六条の十三	法第二十七条の三十二において準用する法第二十六条の十三
第十七条の十五及び第十七条の十九（見出しを含む。）	（略）	（略）
第十七条の十六	法第二十六条の十四第二項第三号	法第二十七条の三十二において準用する法第二十六条の十四第二項第三号

（経営状況分析の実施基準）

第二十一条の六　法第二十七条の三十二において準用する法第二十六条の九の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一～六　（略）

（経営状況分析規程の記載事項）

第二十一条の七　法第二十七条の三十二において準用する法第二十六条の十一第二項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一～九　（略）

（帳簿）

第二十一条の八　法第二十七条の三十二において準用する法第二十六条の十七の経営状況分析に関し国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一～五　（略）

2　前項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体に記録され、必要に応じ登録経営状況分析機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面又は出力装置の映像面に表示されるときは、当該記録をもつて法第二十七条の三十二において準用する法第二十六条の十七に規定する帳簿への記載に代えることができる。

3　登録経営状況分析機関は、法第二十七条の三十二において準用する法第二十六条の十七に規定する帳簿（前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は電磁的記録媒体を含む。）を、経営状況分析を行つた日から五年間保存しなければならない。

4　（略）

第二十一条の十　（準用）　第十七条の五、第十七条の十三から第十七条の十五まで及び第十七条の十七の規定は登録経営状況分析機関について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十七条の五		
（略）	（略）	（略）
法第二十七条の三十二において準用する法第二十六条の八第一項	法第二十七条の三十二において準用する法第二十六条の八第一項	法第二十七条の三十二において準用する法第二十六条の八第一項
第十七条の十三	法第二十六条の十二	法第二十七条の三十二において準用する法第二十六条の十二
第十七条の十三及び第十七条の十七（見出しを含む。）	（略）	（略）
第十七条の十四	法第二十六条の十三第二項第三号	法第二十七条の三十二において準用する法第二十六条の十三第二項第三号